

令和6年度第1回船橋東警察署協議会

1 開催日

令和6年6月27日（木曜日）

2 開催場所

船橋東警察署

3 出席者

・協議会委員11人 　・警察署12人

4 業務報告

（1）船橋東警察署管内犯罪発生概況について

（2）令和6年5月末現在における管内の交通事故発生状況及び交通事故防止対策について

5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの要望・意見等

（1）【要望】

県道69号線の新京成線の踏切、特に自転車の交通マナーが酷いので注意、指導はできないか。

【回答】

当該箇所は、道路幅が狭く、JR津田沼駅に向かう自転車の通行が多い箇所でもあります。

自転車の交通法規を遵守しない二人乗り、並進走行、無灯火等の自転車の利用者に対しては、自転車対策として、自転車指導警告カード「イエローカード」を交付し指導、警告を行っています。

また、再三の指導にも従わない場合や悪質な行為者には、検挙措置を講じています。

（2）【要望】

JR津田沼駅北口において、バス停外の乗客の降車が散見されます。今一度、バス会社へ注意喚起してもらえないか。

【回答】

同路線には、バス会社3社が乗り入れるなど、交通頻繁な箇所で地域住民からの要望も多く寄せられている場所でもあります。

運行企業の運行管理者に対し、直接指導申し入れを行い、是正措置を講じるよう継続的に注意喚起を行っていきます。

(3) 【要望】

交通法規を遵守しない歩行者や自転車利用者も多く散見されるが、交通法規が世間に浸透していないのではないだろうか。

掲示物の掲示や高齢者に向けての広報を行うなどの措置を講じてもらいたい。

【回答】

船橋市役所等の関係機関と連携の上、看板の設置等の対応を検討してまいります。

(4) 【質問】

自転車利用者の交通法規を遵守させるために行っている交通安全教育の指導内容について教えて欲しい。

【回答】

交通法規は、幼少期からの交通安全教育により、正しい知識を習得、交通ルールの遵守が浸透し、常態化することが不可欠であると考えられます。

管内の小中高生に対し、適応年齢に応じた「事故発生に伴う影響等」を解説しながら、「目で見て、考えさせる」交通安全教育を行っています。